

令和 7 年 1 月（第 2 版）

入院者訪問支援事業病院説明事項及び課題の整理（Q&A）

1 入院者訪問支援員養成研修について

Q1 入院者訪問支援員養成研修のカリキュラムはどのようなになっているのか。

- 入院者訪問支援員は、厚生労働省令で定めるところにより行う研修を修了した者のうちから知事が選任をすることとされている。
- 研修のカリキュラムは、5 時間程度の講義及び 6 時間程度の演習で構成されている。
- 研修の講義資料や研修動画は、厚生労働省のホームページに掲載をされている。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/chiikihoukatsu_00004.html

- なお、本県では別紙「神奈川県訪問支援員養成カリキュラム」のとおり実施した。

Q2 入院者訪問支援員が病院を訪問し、患者の話を傾聴するというのはよいが、入院者訪問支援員から、当院で行っていない治療法が有効であるというように、治療に関する話をされてしまうと、患者との治療関係が難しくなってしまうため懸念している。

- 入院者訪問支援員を養成するにあたり、講義とグループワークを通じて、入院者訪問支援員の役割を学んでいる。
- 入院中の治療に関する説明は、医師の役割であり、行動制限等の処遇は、法的に精神保健指定医が判断するものである。これらは、入院者訪問支援員が患者に提供できない情報であると伝えている。
- 入院者訪問支援員として、ピアサポーターが訪問した際も、話題によってピアサポーター自身の経験を伝えることはあり得るが、あくまで傾聴が主な役割であると説明している。

Q3 入院者訪問支援員の適性の把握やスキルアップはどのように行っていくのか。

- 国もフォローアップの方法を検討するように示しており、事例報告会も兼ねたフォローアップ研修のあり方を検討していく。

2 事業周知について

Q4 ポスター掲示を行うと、市町村長同意ではないケースからも申込みがってしまうかもしれないが大丈夫か。

- 令和6年12月18日から、より本事業を活用していくため、次の事業目的に合致すると判断される患者には柔軟に対応することとしたため、訪問支援の希望がある際には事業所に御相談いただきたい。

(目的)

精神科病院に入院している者のうち、当該精神科病院外の者との面会交流が特に途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、当該精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

- 事業所及び県で検討し、事業対象者に該当すると判断した患者については、当初の事業範囲を拡大しての訪問支援を行っていく。

Q5 ポスター等の作成だけでは周知には限界があり、事業に関する講演会等、より積極的に事業を周知していく取組が必要であると感じる。

- 精神科病院だけでなく、市町村や保健福祉事務所、関連団体にも取組みを周知していく必要があると考える。各障害保健福祉圏域で実施している精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業の協議の場や、障害者自立支援協議会等での事業周知を行っていく必要があり、障害福祉課と連携して事業報告や周知の場を検討していく。

Q6 対象となる入院患者への事業案内は義務なのか。

- 対象となる患者には、積極的に周知や案内をお願いしたい。ただし、義務ではないため、監査において周知方法について指導をするようなことは考えていない。

Q7 人権擁護の観点では、対象となる患者にチラシを渡して案内をしていかないといけないが、精神症状が著しい患者に対しても、案内をする必要があるのか。

- 市町村長同意で入院をしている患者には、積極的に事業の案内をしていただきたいと考えているが、精神症状の悪化が顕著な状態で、面会制限がかかっているようなタイミングで一律に周知していただく必要はない。
- 例えば、精神症状の悪化が顕著な状態で、面会制限により入院者訪問支援員との面会ができないと治療上の判断があったことで、病院と患者の治療関係に悪影響を及ぼすようなことが懸念される場合は、改めて事業の案内を精神症状が落ち着いてから行っていただきたい。

3 入院者訪問支援員の派遣調整について

Q8 他都道府県や政令市に住所地のある患者にも入院者訪問支援員の派遣を行うのか。

- 県の入院者訪問支援事業では、県所管域にある精神科病院に入院している市町村長同意による医療保護入院者に対して、入院者訪問支援員の派遣を行う。
- 患者の住所地は問わないため、県所管域に住所地がない患者も対象者となる。

Q9 入院者訪問支援事業の希望が病院スタッフへ出れば病院から事業所へ連絡するが、患者が直接事業所へ連絡した場合にはどうなるのか。

- 患者から電話で入院者訪問支援員との面会希望の連絡をいただいた場合は、入院者訪問支援員の派遣にあたり、必要な患者の情報を病院から聴取したい旨を説明し、了解を得られるか確認する。
- 情報についての確認をしたうえで、改めて事務局から入院先の精神科病院に連絡を入れて、入院者訪問支援員派遣の日程調整等を行う。
- 患者から手紙やメールで面会希望の連絡があった場合は、精神科病院に連絡を入れて、入院者訪問支援員派遣の希望があったことを伝えた上で、患者本人と連絡をさせてもらい、病院からの情報提供について説明を行う。

Q10 入院者訪問支援員との面会にあたって、患者の個人情報を共有する際の同意はどうやって得るのか。口頭でのやりとりだと言った、言わないとなることも懸念される。

- まず、事務局が面会を希望した患者に、入院者訪問支援員との面会をするにあたり、事前に患者の情報を病院から聞いてよいか確認を行う。
- 患者から了解が得られたところで、「入院者訪問支援員との面会にあたっての個人情報提供に関する同意書」を患者に記載していただき、病院において保管をお願いしたい。
- 同意書の原本は、入院者訪問支援員が面会に訪問した際に、渡していただきたい。

Q11 患者の情報共有は書面にて行うのか。

- 患者の情報共有は、事務局から病院に電話連絡をさせていただき、口頭で確認することを想定している。
- なお、事前に患者から訪問支援の実施にあたっての情報収集について了解をいただくことを想定している。

Q12 入院者訪問支援員にはピアサポーターも含まれているとのことだが、2名のピアサポーターで訪問することもあるのか。

- 訪問は2名の入院者訪問支援員で行うが、ピアサポーター2名で訪問することは考えていない。
- 2名のうちの1名は、精神保健福祉に知見を有している人を選任して派遣することを想定している。

Q13 患者が2名の入院者訪問支援員と面会することが難しい場合は、1名で対応してもらうことは可能なのか。

また、例えば女性の入院者訪問支援員を派遣してほしいといった要望は出せるのか。

- 本事業は原則2名で対応することとされており、入院者訪問支援員1名での面会は考えていない。
- 患者が1対2で面会することに不安があるような場合は、本人の同意のもとで病院

職員が同席して2対2で面会を行うよう調整する。

- 派遣する入院者訪問支援員への要望については、患者とのマッチングも重要と考えるため上げていただければと思うが、すべての要望に応えられるわけではないことはご承知おきいただきたい。

Q14 派遣される入院者訪問支援員は、行政職員という立場になるのか。

患者が面会を希望した際に、病状からすぐの面会は望ましくないと判断される場合の扱いはどうなるか。

- 入院者訪問支援員は、行政職員という立場ではなく、入院者訪問支援員養成研修を修了した利害関係のない第三者が、病院外部から権利擁護の観点で訪問支援を行うものである。
- したがって、行政職員や本人の代理人である弁護士のように、面会制限下においても面会が可能となる職員とは異なる位置づけとなる。
- 面会希望があった患者が面会制限をされている場合は、面会制限の解除後に速やかに訪問日程の調整を行う。

Q15 医療保護入院中に希望が出て、途中で後見人がついた場合には、対象外になるのか。

また、市町村長同意による医療保護入院下で面会の希望があり、任意入院になった場合はどうなのか。

- 後見人が選任された場合、入院形態が任意入院に変更になった場合も、事業目的に合致すると判断される患者には柔軟に対応していくため、事業所に御相談いただきたい。

Q16 対象者は医療保護入院者等となっているが、医療保護入院者以外は絶対に受けないということではないということか。

病棟内で対象者にのみ事業周知をしても、患者間で情報が回り、対象者でない患者から訪問支援の希望が上がることも考えられる。

- Q4の回答のとおり。

Q17 病院と同法人の相談支援事業所の職員が、入院者訪問支援員として同法人の病院に訪問することはできるのか。

- 入院者訪問支援員は、県が実施する研修を修了し、任命をした者が担うこととされ

ており、資格や所属に関する制限は設けられていない。したがって、精神科病院と同法人の相談支援事業所の職員が訪問支援員となることは可能である。

- その場合、当該職員は病院の状況を把握している同法人の職員という立場ではなく、入院者訪問支援員として患者の立場に立って話を傾聴する立場であることを認識して訪問支援を行う必要がある。
- ただし、訪問する入院者訪問支援員の選任は、事務局が調整することとしており、特定の病院及び入院者訪問支援員を固定して派遣するわけではない。

Q18 令和6年度は、入院者訪問支援員の派遣回数は患者1人あたり1回とのことだが、患者の孤立感を解消するという目的に対して、1回で訪問が終了することに疑問を感じる。

- Q4の回答のとおり。

Q19 他院から転院してきた患者で、転院前に入院者訪問支援員の派遣を受けた場合は、事業の対象から除外されるのか。
また、当院で入院者訪問支援員と面会した患者が、他院に転院する場合は入院者訪問支援事業を利用した旨を転院先病院に引き継ぐ必要があるのか。

- Q4の回答のとおり。

4 面会について

Q20 入院者訪問支援員2名で来てもらい、実際どの場所で話すのか。病院スタッフは入らないのか。

- 入院者訪問支援員の面接に当たっては、入院者訪問支援員及び対象者が落ち着いて話ができる場所をお借りしたい。一方、病院の感染症対策の状況もあるため、必ずしも病棟内、本人の病室等での面会を求めるものではない。
- 面会は基本、病院スタッフは入らないが、本人の希望がある場合は同席を妨げるものではない。

Q21 面会時間については、決まりがあるのか。

- 患者と入院者訪問支援員との面会は、1時間程度を目安に考えている。

Q22 入院者訪問支援員が面会后、面会内容について病院は報告を受けられるのか。

- 面会で話をした内容については守秘義務が発生するため、基本的に病院への報告は行わない。
- ただし、入院者訪問支援員が必要性を判断し、かつ患者の希望又は同意があれば、面会で話をした内容について訪問支援員から病院に共有することはある。

Q23 入院者訪問支援員との面会内容について、病院側での記録の義務などはあるのか。

- 法的には、診療録への入院者訪問支援員との面会に関する記載義務などはない。
入院者訪問支援員の面会内容について、入院者訪問支援員が必要性を判断し、かつ患者の希望又は同意の下で情報共有させていただいた際には、相談記録等に記載して、院内で共有いただければと考える。

Q24 傾聴にはスキルが必要だと思うので、入院者訪問支援員が来て患者の状況が悪くなり、結果的に医療機関がフォローをするというようなことがあっては困るのが正直な感想である。

- 入院者訪問支援員は、対象となる患者に利害関係のない第三者が病院外部から権利擁護の観点で訪問支援を行うもので、病院職員と敵対する立場ではないものとしている。
- 入院者訪問支援員との面会調整にあたっては、本人の了解を得た上で事前に病院から要配慮事項等を情報収集し、患者の状況に配慮した対応に配慮する。

Q25 入院者訪問支援事業は、患者の希望で始まるということだと、認知症の方が希望するということはあまりないのではないかとと思われる。認知症治療専門の病院については、あまり対象にならないのではないかと。もし訪問して実際に本人に会ってもらっても、その内容が記憶されないということになる。

- 認知症患者で、面会当日に入院者訪問支援員との面会希望をしたことを覚えていない入院者であっても、面会をすることへの拒否がない場合は入院者訪問支援員との面会は実施し、話を傾聴することを考えている。
- 入院者本人からの積極的な希望がない場合も、病院の職員から本人に入院者訪問支援

員との面会を勧めてみて、拒否がない限りは面会対象者とする。

Q26 病院では新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症対策の必要性から、高齢者等には家族と面会する際もオンライン面会をお願いしている。新型コロナウイルス感染症が流行した際等に、オンライン面会が可能なのか。

- 新型コロナウイルス感染症等の感染症流行時には、オンライン面会の実施もあり得る。
- 厚生労働省にも確認したが、原則的には対面で実施することを想定しているため、やむを得ない状況以外では、感染対策にも配慮した上で対面にて行う。
- なお、オンライン面会を行う際は、通信アプリのホストは事務局側で設定し、病院職員が双方の通信ができていることを確認して退室後、患者及び入院者訪問支援員の面会を行うこととする。

5 守秘義務・個人情報保護について

Q27 入院者訪問支援事業の円滑な実施を考えると、訪問支援前後の事務局と病院とのやり取りがとても重要になると思われる。面会で話した内容については、守秘義務が課せられるとのことだが、病院と共有、相談する方がよいのではないか。

- 訪問支援の実施にあたっては、患者本人の同意を得て事務局と病院が事前に情報共有を行い、円滑に患者と入院者訪問支援員が面会できるように調整したいと考えている。
- 面会後の情報共有については、守秘義務が発生するため、原則病院への情報提供は行わない。ただし、入院者訪問支援員が必要性を判断し、かつ患者の希望又は同意があれば、面会で話をした内容について訪問支援員から病院に共有することはある。

Q28 精神科病院近くに住んでいる入院者訪問支援員がいることも有り得る中で、得た個人情報を外で喋ってしまうということがあっては困るので、気を付けてもらいたい。

- 精神保健福祉法第35条の2第3項に、秘密保持の規定がされている。
- 入院者訪問支援員養成研修の中でも、秘密保持についてカリキュラムに盛り込んでいる。

Q29 病院から病状をお話することについて、入院者訪問支援員の守秘義務が心配である。有資格者は何かあった時に資格を剥奪されるが、入院者訪問支援員はどうか。

- 精神保健福祉法第 35 条の 2 第 3 項に、秘密保持の規定がされている。
- 県では、入院者訪問支援員養成研修修了者には、秘密保持について遵守することを誓約してもらい、違反した場合には入院者訪問支援員の任命を取消可とする規定を設けている。

Q30 入院者訪問支援員にかけられる守秘義務の範囲が知りたい。例えば、「●●病院にこの前行って…」といった訪問先の名称から外部に漏らしてはいけないといったものであるのか、細かい定めが知りたい。また、情報収集した個人情報などがどこまで報告されるのか知りたい。

- 精神保健福祉法第 35 条の 2 第 3 項では、「その職務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。」となっている。
- 県の個人情報保護の誓約書では、入院者訪問支援活動において知り得た情報として、入院者の病状、生活環境、入院している病院に関する情報等と具体例を記載した。
- 個人情報が外部に伝えられる場合としては、患者本人の同意が得られた場合又は事務局への報告をする場合（集团的守秘義務）等を挙げている。
- 患者から虐待を受けているとの話を聴いた場合は、精神保健福祉法第 40 条の 3 に基づき、県の精神科病院虐待対応窓口への通報が義務付けられている。
- 上記のいずれにも該当しない場合は、患者に関する情報及び入院先の病院に関する情報は守秘義務により第三者に漏らしてはならない。

6 その他

Q31 入院者訪問支援員は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の虐待通報の義務が課せられている人と捉えてよいのか。

- 入院者訪問支援員には守秘義務が課せられているが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 40 条の 3 では、「精神科病院において業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県に通報しなければならない。」と規定されているため、面会の際に虐待の疑いがある事案を把握した際には通報の義務がある。

Q32 入院者訪問支援事業を案内することは、法改正で病院に義務づけられた地域援助事業者の紹介をしたと捉えてよいのか。

- 入院者訪問支援事業の案内は、あくまでも入院者訪問支援員との面会ができるという

事業の案内であり、地域援助事業者の紹介とはならない。

- 地域援助事業者の紹介は、措置入院者及び医療保護入院者又は家族等からの求めがあった場合、その他退院による地域移行を促進するために必要があると認める場合に行うものとされている。